

## 中郷・内成組について

佐藤末喜

(はじめに)

中郷・内成組の成立時期について、大分県史、挾間町誌はともに「制度発足当初は成立していなかつたのではないか、後になつてから来鉢組、下市組のいづれかから分離独立したのであろう」との説を掲げている。筆者は年来この説には疑問を持っていたが、このたび小平井路開削関係の地方文書などによつて当初成立説を確認することを得た。以下はそのあらましである。

(一町三郷の制)

慶長六年（一六〇一）早川氏に代わつて府内藩主となつた竹中伊豆守重利は、慶長十三年（一六〇八）府内二万石の検地をおこない、領内支配のために一町三郷の制を施行した。この支配体制はほぼそのまま日比野氏、大給氏に引き継がれた。

三郷とは城下に近いほうから里郷・中郷・奥郷とよばれたが挾間町域は中郷に属している。各郷の下には、大庄屋居住村の名を取つた村組が置かれた。村組には大庄屋、村には庄屋・組頭が配置された。また大庄屋は居住する村の庄屋を兼帶していた。たとえば来鉢組大庄屋は来鉢村の庄屋を、内成組大庄屋は内成村の庄屋を兼ねていた。大給松平氏が入部した直後（万治元年頃）の中郷の村組は

田浦村、白木村、大山村、志手村、椎迫村、金谷迫村、由原村、来鉢村丸田（来鉢村枝郷）、黒野村、古原村、三船村、東院村

● 内成組（一六五七・一七七石）

七曾子村、内成村、詰（内成村枝郷）、小平（内成村枝郷）、宮苑村、角前（宮苑村枝郷）、新村、高崎村、山口村、中畠村、平床村、田代村、植坪村、時松村、朴木村

● 下市組（一九八七・七一石）

小野鶴村、国分村、森木（国分村枝郷）、平横瀬村、下市村、上市村、鶴田村、向原村、中村、海老毛村

という編成になる。地理的にみて下市組・内成組の構成は首肯できるが来鉢組は大分市域を含んだ飛び地がありかなり複雑な村組であり、どのような意図があつたのかは推測できない。

なお石高は「大分市史」が万治元年（一六五八）「御取ヶ郷帳」（府内藩記録）より作成したものとの引用である。

(中郷・内成組の成立)

内成組の成立時期はいつか。すなわち三郷村組制が発足したとされる、竹中重利の時代から成立していたのかどうかについて、前述したように「大分県史」、「挾間町誌」ともに疑問視する記述がある。まず大分県史をみてみると

「貞享元年（一六八四）の〈小物成覈〉（府内藩記録）は、竹中時代からの小物成についての三郷・町組の報告書であるが、東五か村のうち花津留村庄屋と中郷内成組大庄屋の名前が見当たらない。花

● 来鉢組（二六三一・一七七石）

津留村は、前述したように中津留庄屋の兼帶であつたためであろう。内成組は単なる記載漏れなのか、たまたま庄屋不在で来鉢か下市組庄屋が兼帶していたのか、それとも当時は中郷の村組が来鉢・下市組の二組で編成され、内成組は成立していなかつたためであろうか。

いずれとも確認できない。しかし、この三郷の制ならびに村組は、竹中時代慶長検地の時期に編成され、多少の修正や変更はあつたかも知れないが、日根野・松平時代に継承されてきたものと推察される。」と書かれている。（近世編II・P四八）

挾間町誌には

「しかし府内藩記録・貞享元年（一六八四）〈小物成覚〉（本年貢・物成以外の諸雜税についての全府内領からの報告）には来鉢村大庄屋市右衛門、下市村大庄屋善右衛門の両名の名前しか書かれていない。これから推察すると、その当時は中郷は二組で以後内成組が分離独立したものであろう。」となつていて。（P一六七・市右衛門は市左衛門の誤り）

両誌はともに大庄屋の名前が記載されていないことを理由として、そもそも内成組は三郷の制発足当初から成立していなかつたのではないかと疑問視するのであるが、筆者は内成組は当初から成立していたのであり、分離独立したものではないと主張したい。その根拠を以下の（I）および（II）に詳述するが、その前に両誌が根拠にしている資料・貞享元年の〈小物成覚〉を掲げる。

## 一 小物成覚

一 茶柿渋桑漆梅之儀ハ竹中伊豆守様御代慶長十三年之御

検地之時ヨリ納申由承申候則右之地床御竿御引被為成  
由承申候以先例只今迄上納仕候右之品々無御座村モ多  
御座候得共前ゝ之通ニ上納仕候  
(以下省略)

子ノ

十二月廿日

市左衛門

来鉢村大庄屋

市左衛門

下市村大庄屋

善右衛門

市川清太夫様御手代

早見忠兵衛殿

角野作兵衛殿

(府内藩日記・府内藩記録 乙六)

日付の「子ノ十二月廿日」は貞享元年のことであり、市川清太夫は藩の重役で、郡奉行（代官）である。

## （一）小平井路開削記録

由布川水系の小平井路開削経緯は「天和元年正月大分郡小平井出記録」（慶応三年・一八六七の写し、大野家文書）に詳述されている。この文書を要約すれば、

「天和元年（一六八一）一月に下小平村の六左衛門（大野氏）が中心となり計画立案、四月には予備調査が内成村大庄屋太郎右衛門、

詰村の久右衛門、そして六左衛門によつて行われ、翌天和二年三月から開削にとりかかり、十一月二十二日までに井手口よりの貫が開通、翌三年二月からは貫下より大畑下までの開削が進められた。当初の計画では井路は大畑下から詰村を経て内成村（現別府市大字内成）へと通す予定であったが、翌貞享元年（一六八四）二月に内成村大庄屋太郎右衛門が「聊間違の廉にて御退役」となつたため、工事は中断された。二年後の貞享三年十月（一六八六）になつて、この間内成村大庄屋を兼ねていた来鉢村大庄屋市左衛門（加藤氏）の要請により通水経路が当初の内成村より来鉢村へと変更され、貞享四年三月完成をみた。」ということになる。

大野家文書のうち「内成村大庄屋・太郎右衛門」が署名した書替仮証文は次の通りである。

「

書替仮證文

一 豊州速見郡別府村之枝村上小平村棚林村之内ヨリ新井出掘  
通養水ニ仕申度内証書ニテ為必見掘方仕井出来就之上本證

文引替可申候約束ニ御座候

右新井出下ハ勿論御料内別府棚林上小平村モ御勝手宜敷御座候  
ニ付御公儀様ニ被仰上内分必見ノ為掘方御免被仰付候旨奉其意  
候

右新井出堀方ニ付夫方往来可仕候得共無作法ノ義無之様急度可  
申付候

一 上小平村新田畠成田出来ニ相成候共養水御勝手次第可被成

尤破損之節者井出下ヨリ御普請可仕筈之事

一 新井出出来之後者不輕御厚恩ニ御座候ニ付御恩賞ノ記トシ  
テ並地床費料トシテ銀三枚宛指出可申候事  
右内證一決之為メ仮證文指上置申候処仍テ如件

松平対馬守領内

内成村大庄屋

天和二年三月

小平村弁指 惣百姓代

太郎右衛門

六左衛門

別府村庄屋

助之丞殿

上小平村頭百姓

市郎右衛門殿

棚林村頭百姓

六右衛門殿

」

この証文は小平井路の水源である上小平村との約定が整い工事に着手するに際して内成村側から提出されたもので、内成村大庄屋・太郎右衛門から別府村庄屋・助之丞ほかに宛てたものである。

ここに至るまでの経緯の中で、太郎右衛門は六左衛門を指揮しながら、府内藩代官・市川清太夫や天領別府村庄屋・助之丞との折衝に勤めながら工事着手に漕ぎ着けたのである。天和二年は西暦一六八二年に当たり、大庄屋・太郎右衛門が退役になる二年前のこ

とである。

このように、貞亨元年二月に内成村大庄屋が更迭され、来鉢村大庄屋が兼帶していたために同年の「小物成覚」に内成村大庄屋の名前がなかつたのであり、中郷内成組は三郷の制編成の当初から成立していたのである。

なお後述するように内成村大庄屋（平野）太郎右衛門は同家の系図によれば、四代目にあたり曾祖父（平野）民輔が初代の大庄屋を任命されたとある。

## （II）村組の石高

里郷では、羽田・下郡 一四五九・九七六石、古国府組 一八一一・九六二石、上村組 一八六一・九九一石、賀来組 一五四七・五一九石。

奥郷では 蛇口組 二〇四三・六五二石、橋爪組 二〇一〇・五二三石、野畠組 二二四四・一九三石。

のようすに里郷で千五百～千八百石、奥郷では二千石を超えていたが、

来鉢組の二千六百三十一石余が一番多い。もし来鉢組から内成組が分離独立したとすれば、当初の来鉢組は四千二百八十八石強の村高となり、村組編成の中で突出した存在になる。府内藩三郷の制で村組の編成が千五百石～二千五百石になつてゐるのは、岡藩の千石庄屋の制度に通じるものがある。千石庄屋というのは、千石の禄高をもつ庄屋をいうのではなく、その庄屋の支配する範囲が千石の石高に相当するという意味であり、庄屋のもつ農村内における地位を認め、自領内の農村支配体制の末端に組み込む方策の一つである。し

たがつて庄屋の支配する石高にひどい凹凸がなく出来るだけ均等に組むことは当然の策といえよう。このことからも中郷は府内藩成立の当初から来鉢組・内成組・下市組の三組構成であつたとみるのが妥当であろう。

## （内成組大庄屋・平野氏について）

前述したように小平井路開削に当たつて退役となつた内成村大庄屋・太郎右衛門は内成・下畠に本拠をもつ平野氏であったと筆者は推測してきたが確たる証拠が見出せずにいた。このたび大正六年一月に編纂された「石城川村郷土誌」の「寺院及國宝、什宝、法会」の法専寺（法泉寺とも書かれていた）の項に

〔三、開基 平野九良左衛門

氏ハ内成大庄屋職 法号一默久不居士 天和元年八月三日

卒ス」

とある記事を発見して、この推測が正しかつたことを確認した。  
(後述するように平野家系図にも同様の記事がある)

法専寺について、明治二十三年に大分県が作成した「豊後国大分郡寺院明細牒」によれば

「大分縣管下豊後國大分郡内成村字ララ

建仁寺末

臨濟宗建仁寺派 法専寺

本尊 祚迦牟尼如來

由緒 開基平野九郎右エ門ナル者仏門ニ帰依シ正保二酉

年當寺ヲ建立ス 本山建仁寺ヨリ寺号ヲ賜ル 柏

岩和尚ヲ以テ開山ス 柏岩和尚挾間村龍祥寺住職  
ニテ同寺隠退ノ後復タ当寺ヲ開山スルモノ也

境内仏堂  
一宇

観音堂

本尊

由緒

観世音菩薩

開山柏岩和尚慶安三寅年八月建立ス

檀徒  
三拾五人

内成村に土着した左衛門尉の添え書きをみてみると

「天正六年冬日州耳川合戦出陣敗北ニテ臼杵ニ引キ同十四年十一月  
薩州島津義久大兵卒攻來処防戦スレドモ乱入シテ宮寺ニ放火悉ク  
焼払ヒ多ノ僧徒ヲ殺害シ漸ニシテ追走豊前乱入大友義就（統の誤  
り）文禄二年国除セラレ山口御預トナル干時慶長五年九月旧領豊  
後国再ヒ領地ニセント周防大在ヨリ乗船シテ浜脇浦著立石村本陣  
ヲ取り旧臣ヲ集メテ議此事中津城主黒田如水入道孝高馳來鶴見原  
ニ本陣ヲ取テ時刻ヲ示シ相戦義純（統の誤り）少勢ニシテ大勢ニ  
敵シ難終ニ敗軍大友与力ノ士ハ是ヨリ皆土著ト成ル矣」

これによると平野左衛門尉は大友与力の一員で、主家崩壊のため  
帰農、土着したことになるが、資料上大友家臣団には平野氏の記載  
が見当たらない。某氏の被官かもしくは内成を本拠とする土豪では  
あるまいかと筆者は推定している。

関が原の戦いの後徳川幕府が成立するが、慶長六年（一六〇一）  
竹中重利が二万石の府内藩主となり、このころから村支配の大庄  
となるが、九郎左衛門と太郎右衛門は親子であり天和元年の死去  
貞亨三年・一六八六年  
貞亨四年・一六八七年  
小平井路の通水路が来鉢に変更  
四月小平井路完成（内成村庄屋は喜  
兼帶  
兵衛）

前に隠居して大庄屋役は嫡子の太郎右衛門に譲っていたのであろう。

（平野家系図）

平野琢朗氏所蔵の平野家系図によつて、該当の年代を摘記すれば  
左衛門尉（大友義統・国除のため内成村に帰村土着）—民輔（大  
庄屋となる）—氏輔（大庄屋・九郎左衛門とも呼ぶ、元和九年当村  
常樂山法泉寺建立開基ト成）—太郎右衛門（大庄屋）—八右衛門  
(自当代俗医)と続く。

とある。両資料には「九良左衛門」・「九郎右エ門」と相違があるが、  
後述するように「平野家系図」では「九郎左衛門」とあるので以降  
は「九郎左衛門」と記載する。関係する事項を年号順にみてみると

正保二年・一六四五五年  
九郎左衛門（大庄屋）、法専寺建立  
慶安三年・一六五〇年  
柏岩和尚、法専寺に境内観音堂建立  
天和元年・一六八一年  
四月太郎右衛門（大庄屋）・小平井路  
予備調査開始  
八月九郎左衛門死去

貞享元年・一六八四年

太郎右衛門、内成組大庄屋退役  
来鉢組大庄屋市左衛門（加藤氏）が

兼帶

四月小平井路完成（内成村庄屋は喜  
竹中重利が二万石の府内藩主となり、このころから村支配の大庄  
屋・庄屋・頭百姓などの体制が整い始める。大分県史によれば、大

庄屋・庄屋は大友氏の旧家臣や土地の豪族、即ち土豪の中から任命される事例が多いという。内成の土豪である民輔が大庄屋に任命されたのもこの時期である。

平野家最後の大庄屋となつた太郎右衛門の添え書きには

「自民輔代内成村大庄屋被仰付当代迄相勤御役大切組内取締方宜敷  
村方成立世話筋行届ト數度御褒賞ニ預リ段々仕上ニ付他村庄屋仲  
間相憎ミ御上ニ惡事申立一味連判以願立ルニ依リ御上モ御採用相  
成レドモ御心痛被遊依テ自分ヨリ退村致肥後ニ行細川家御抱ト成  
ル矣

天和（貞亨の誤り）元年三月二十八日退村」

とあつて退役の事情が書かれている。

（まとめ）

本稿の依拠した資料「天和元年正月大分郡小平井出記録」（大野家文書）は慶應三年の写本であるが、同井路の開削経緯を克明に記録しており資料価値は高いと思っている。挿間町誌などもこの記録を使つて「灌漑用水の開発」を記述している（P二二八）が、少なうとも天和年間に太郎右衛門（平野氏）が内成村の大庄屋であつたことは動かしがたい事実である。また平野家系図によれば太郎右衛門を遡る四代前を大庄屋の嚆矢としている。一般的に歴史学上、系図の資料性は低く全幅の信頼を置く訳にいかないが、庄屋クラスの旧家では江戸時代以降の記述には信用し得るものがある。平野家の場合は法専寺開基の傍証もあり、年代的にも十分納得し得る内容であると判断される。

以上のことから、中郷内成組は後に分離独立したのではなく、平野氏を大庄屋として三郷村組の制発足当初から成立していたのである。

（完）